# 我が国の自殺を巡る現状

厚生労働省 自殺対策推進室

### 自殺総合対策大綱の見直しに向けて

#### 背景

- ▶ 自殺総合対策大綱は、平成24年8月に閣議決定され、4年が経過。
- ▶ 自殺総合対策大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされていることから、 平成28年から見直しに向けた検討に着手。

# これまでの主な取組・成果

- ▶ 我が国の自殺者数は、平成に22年以降6年連続して減少しており、平成24年には15年ぶり に3万人を下回った。
- ▶ 自殺対策基本法の制定(平成18年)、改正(平成28年)等による関係法令の整備。
- ▶地域自殺対策緊急強化基金や、地域自殺対策強化交付金による地域の自殺対策の進展。
- ▶ 国と地方自治体、民間団体との連携 等

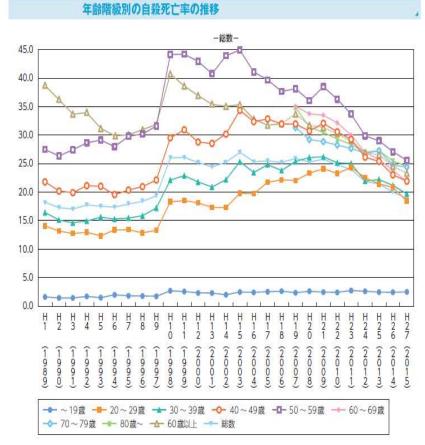
# 自殺対策の主な課題

- ▶ 自殺者数は急増前の水準に戻りつつあるとはいえ、依然として年間約2万4千人(平成27年)という深刻な状況。
- ▶ 平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行。(①関連施策との有機的な連携を図り、総合的に実施。②「自殺対策は、生きることの包括的支援」との旨を基本理念に位置付けることなどが盛り込まれた)
  - →保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、総合的な 自殺対策を推進していくべきではないか。
  - →地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の更なる推進を図るべきではないか。
- ▶また、これまでの自殺の推移を踏まえると、年齢階級については若者、原因・動機については 勤務問題に着目。
  - →若者の自殺対策を更に進めるべきではないか。
  - →過重労働を始めとする勤務問題による自殺対策を更に進めるべきではないか。

# 1 年齢階級別の動向

全体としては低下傾向にあるものの、

- -20歳未満は、平成10年以降おおむね横ばい
- -20歳代、30歳代はピーク時からの減少率が低い。



注) 平成18 年までは「60 歳以上」だが、19 年の自殺統計原票改正以降
は「60~69歳」「70~79歳」「80歳以上」に細分化された。

資料:警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

	ピーク時の自殺 死亡率	平成27年の自 殺死亡率	ピーク時からの減少 率	
全年齢	27.0(H15)	18.9	-30.0%	_
20歳未満	2.7(H23)	2.5	-7.4%	
<mark>20歳代</mark>	24.3(H23)	18.4	-24.3%	古者
30歳代	26.2(H21)	19.7	-24.8%	
40歳代	34.3(H15)	21.9	-36.2%	
50歳代	44.9(H15)	25.6	-43.0%	
60歳以上	40.7(H10)	23.3	-42.8%	

### 若者について、ライフステージや立場ごとに分析

#### (1)10歳代【学生・生徒等】

小・中・高等学校、大学等の児童生徒、学生である者が多い。

### (2)20歳代前半~後半【有職者】

就職し、職場における多様な人間関係を経験する者も多くなる。

#### (3)30歳代【有職者】

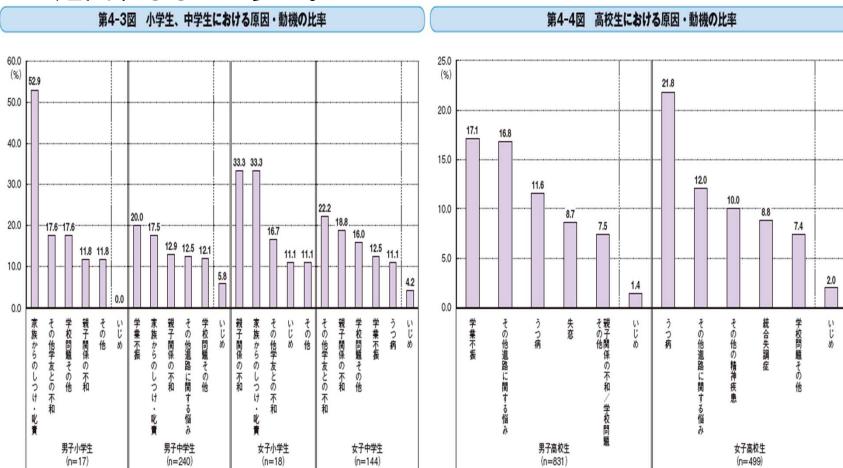
職場における責任が重くなってくる者や、婚姻や子育て等をめ ぐり家庭生活の比重が重くなる者も増えてくる。

#### (4)20歳代・30歳代 【無職者】

一方では、就職できないでいる、あるいは、離職を余儀なくされる者もいる。

#### (1)10歳代 【学生・生徒等】

①小学生・中学生の自殺は、家庭生活、学校生活に起因するものが多い。高校生の自殺は、学業不振、進路に関する悩み、うつ病に起因するものが多い。

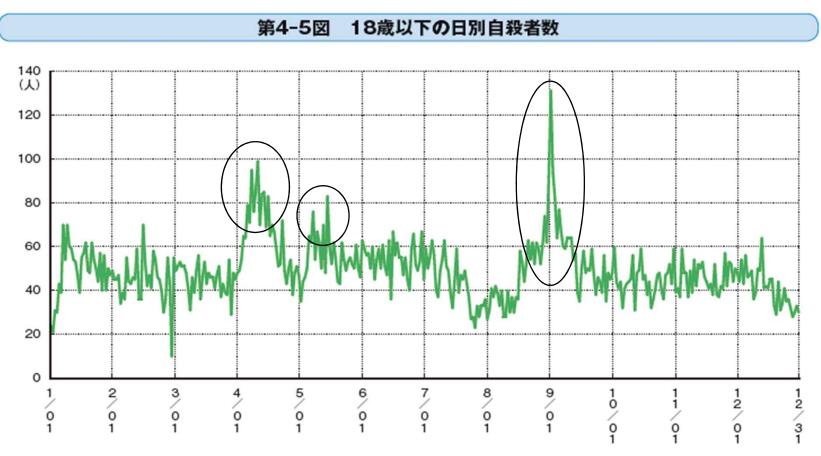


注:nは原因・動機特定者の人数を示す。 注:点線は比率の順序に隔たりがあることを示す。

資料:警察庁「自殺統計」より内閣府作成

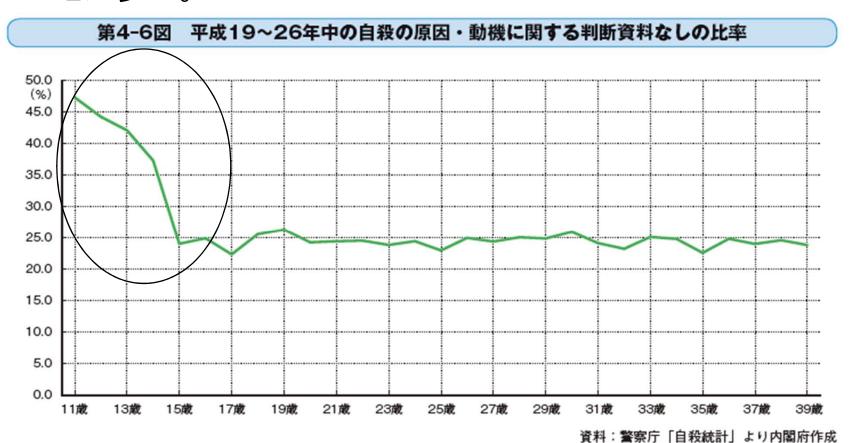
注:nは原因・動機特定者の人数を示す。 注:点線は比率の順序に隔たりがあることを示す。

②18歳以下の自殺者は、学校の長期休業明け直後に増える傾向がある。



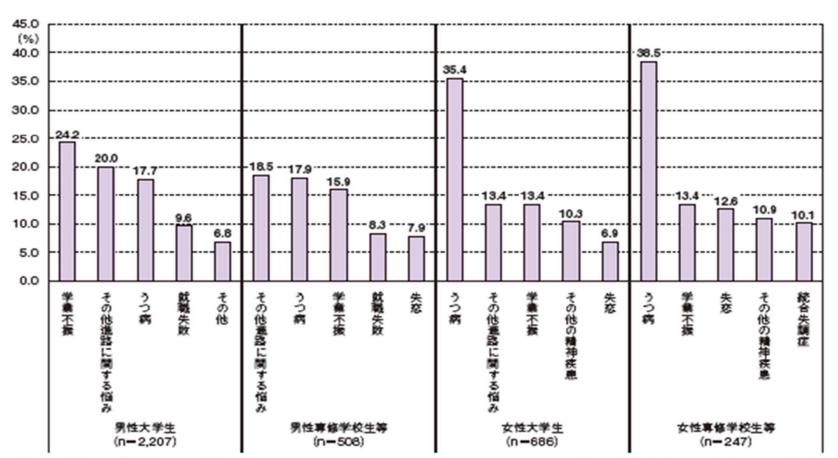
資料: 厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報の独自集計

③10歳代前半の自殺は、他の年齢に比べて事前に予兆がないことが多い。



④大学生等の自殺は、学業不振、進路に関する悩み、うつ病、 就職失敗に起因するものが多い。

第4-7図 大学生、専修学校生等における原因・動機の比率

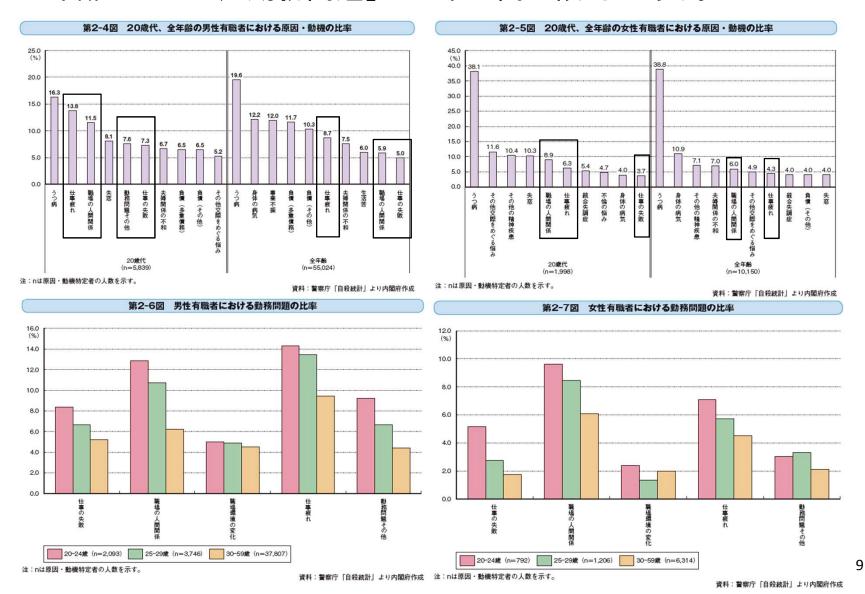


注:nは原因・動機特定者の人数を示す。

資料:警察庁「自殺統計」より内閣府作成

#### (2)20歳代前半~後半【有職者】

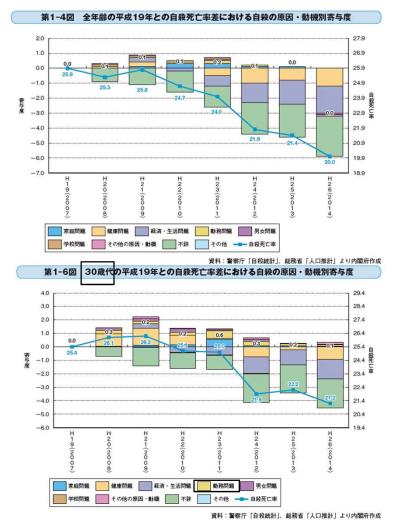
○20歳代の有職者の自殺者において、その原因・動機としては、他の 年齢と比べて、「勤務問題」の比率が高い傾向がある。

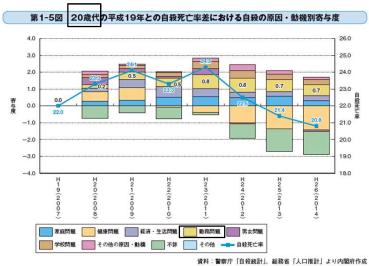


#### (2)20歳代前半~後半 【有職者】

### (3)30歳代【有職者】

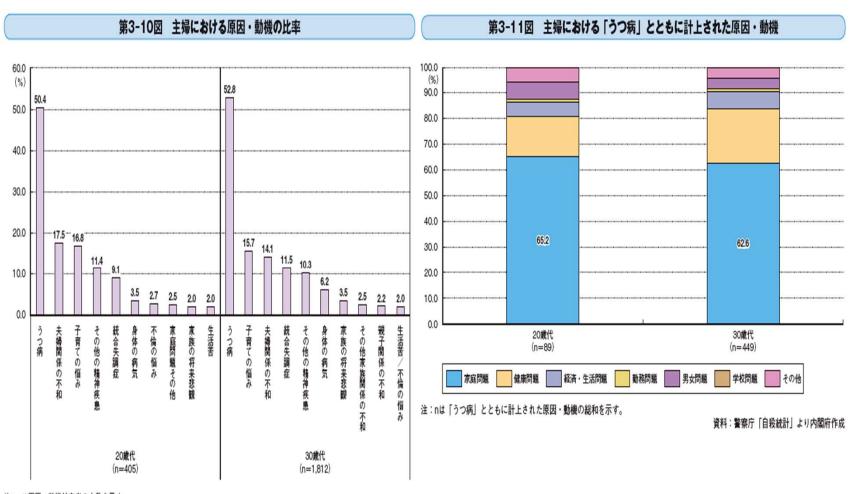
〇全年齢の傾向と比べると、20歳代・30歳代では「勤務問題」が一貫 して自殺死亡率を引き上げており、特に20歳代に顕著な傾向として みられる。





## (4)20歳代・30歳代【無職者(主婦)】

①主婦は、精神疾患関連の「健康問題」と、「夫婦関係の不和」や 「子育ての悩み」といった「家庭問題」の比率が高い。

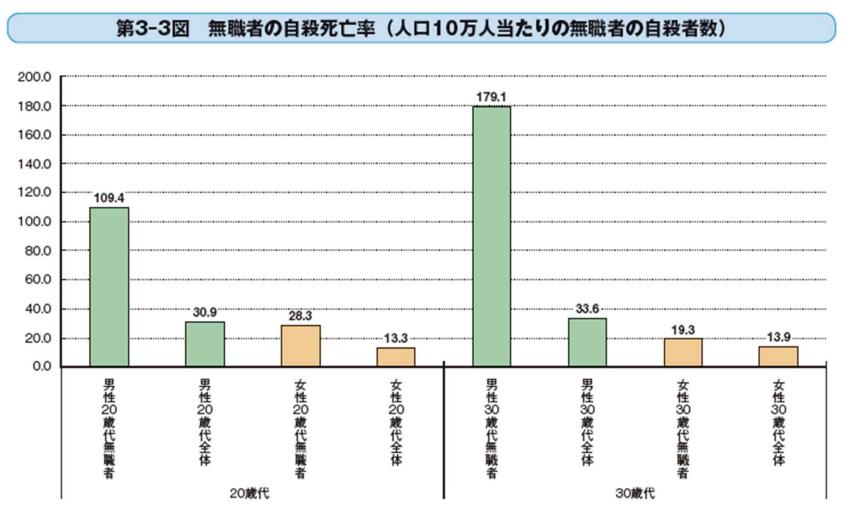


注:nは原因・動機特定者の人数を示す。

資料:警察庁「自殺統計」より内閣府作成

#### (4)20歳代・30歳代 【無職者】

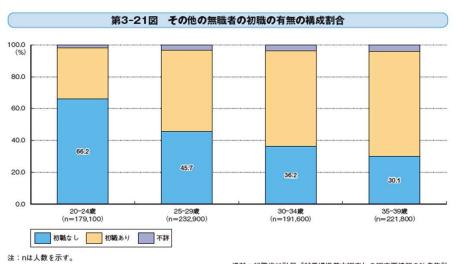
②男性無職者の自殺死亡率は高く、年齢とともに上昇する傾向がある。

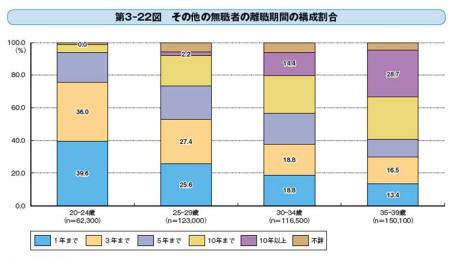


資料:警察庁「自殺統計」、総務省「労働力調査」より内閣府作成

### (4)20歳代・30歳代 【無職者(その他の無職者)】

③その他の無職者(ニートやひきこもりを含む。)には、30歳代でも 一度も職業経験が ない者が少なからず存在し、長期間離職している者も多い。家族構成は、独身で親と 同居しているケースが大半。最終学歴が義務教育である比率が高い。

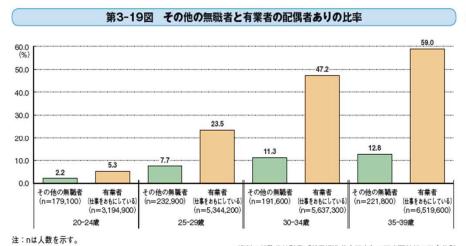


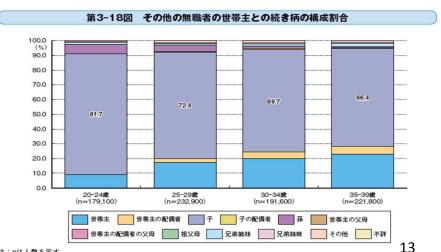


資料:総務省統計局「就業構造基本調査」の調査票情報の独自集計

注:nは人数を示す。

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」の調査票情報の独自集計





資料: 総務省統計局「就業構造基本調査」の調査票情報の独自集計 注:nは人数を示す。

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」の調査票情報の独自集計

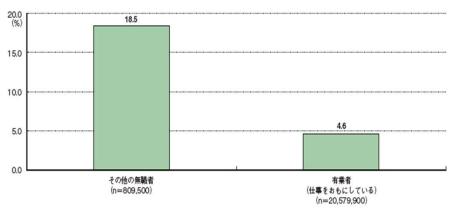


#### 注:nは人数を示す。

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」の調査票情報の独自集計

注:nは人数を示す。

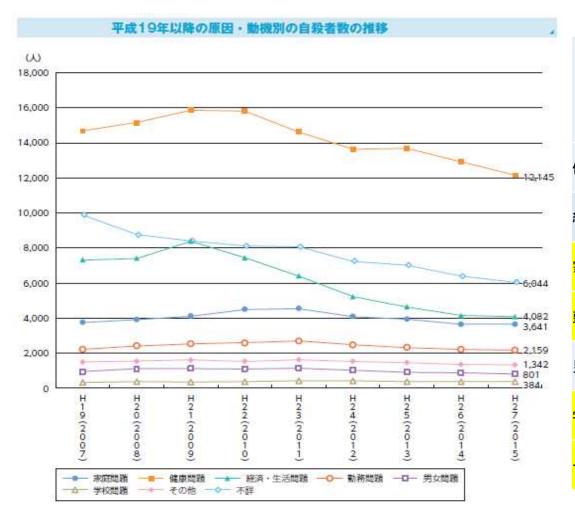
#### 第3-23図 その他の無職者と有業者の卒業教育が義務教育段階である比率



資料:総務省統計局「就業構造基本調査」の調査票情報の独自集計

# 2 原因・動機の動向

①全体的に低下傾向にあるが、平成19年以降でピーク時からの減少率が低いのは、勤務問題、家庭問題、学校問題等である。

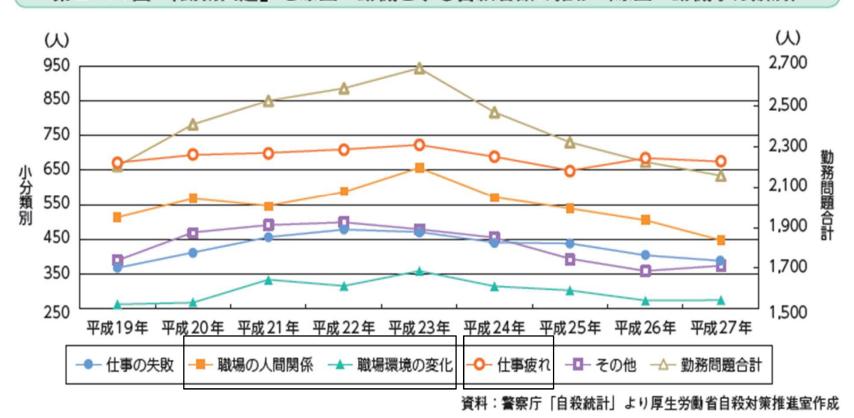


	ピーク時の自 殺者数		·
健康	15867(H21)	12145	-23.5%
経済·生活	8377(H21)	4082	-51.3%
家庭	4547(H23)	3641	-19.9%
勤務	2689(H23)	2159	-19.7%
男女	1138(H23)	801	-29.6%
学校	429(H23)	384	-10.5%
その他	1621(H23)	1342	-17.2%

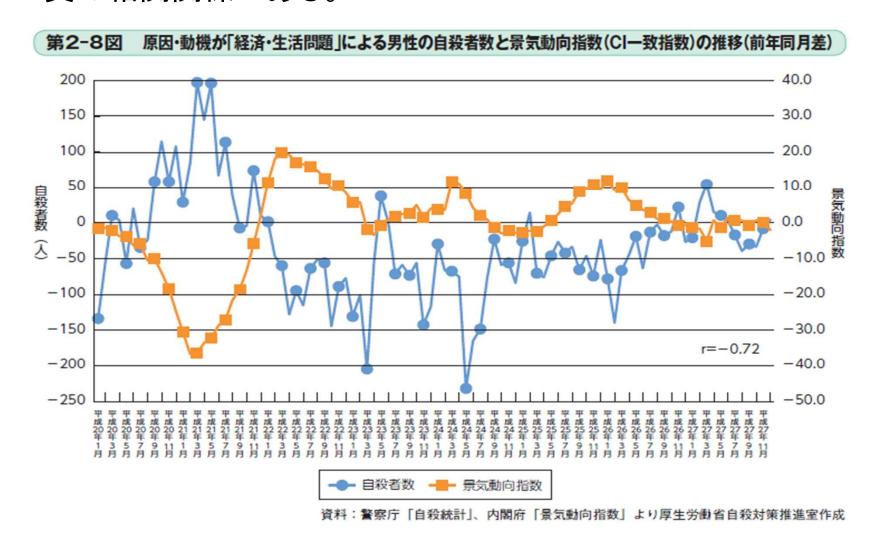
資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

②勤務問題のうち、「職場の人間関係」や「職場環境の変化」等に比べて、「仕事疲れ」は大きく増減していない。

#### 第2-11図 「勤務問題」を原因・動機とする自殺者数の推移(原因・動機小分類別)

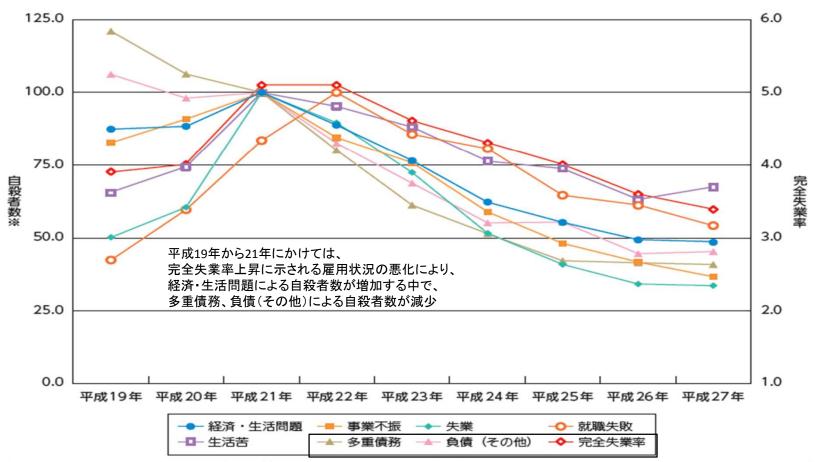


平成23年から24年にかけて、厚生労働省において 「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」 が開催された ③景気動向指数の増減と経済・生活問題(男性)の増減は、 負の相関関係にある。



### ④多重債務者対策の進展等により、負債による自殺者数が減少 している。

#### 第2-9図 「経済・生活問題」を原因・理由とする自殺者数 (男女計)※と完全失業率の年次推移



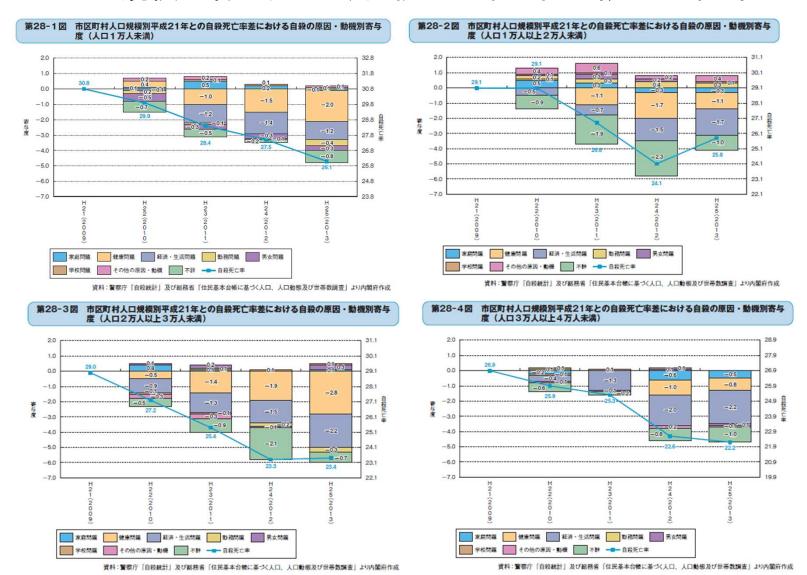
注)平成23年の完全失業率は、東日本大震災により岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

資料:警察庁「自殺統計」、総務省「労働力調査」より厚生労働省自殺対策推進室作成

## 3 地域差の動向(人口規模別・都道府県別)

#### 【人口規模別】

人口規模の各区分とも、自殺死亡率は低下傾向にある。

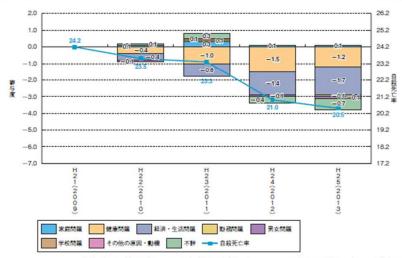


#### 第28-5図 市区町村人口規模別平成21年との自殺死亡率差における自殺の原因・動機別寄与度(人口4万人以上5万人未満)

#### -0.5 -0.6 -0.6 -1.025.4 24.4 -2.0-3.023.4 章 -4.022.4 -5.021.4 20,4 家庭問題 健康問題 経済・生活問題 財務問題 男女問題 学校問題 その他の原因・動機 不辞 一二 自殺死亡率

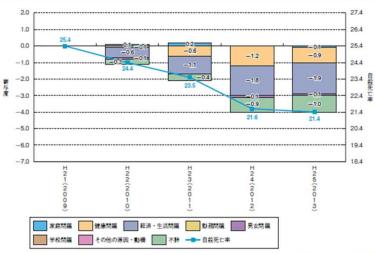
資料:警察庁「自殺統計」及び総務省「住民基本合帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より内閣府作成

#### 第28-7図 市区町村人口規模別平成21年との自殺死亡率差における自殺の原因・動機別寄与度 (人口30万人以上)



資料:警察庁「自殺統計」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動修及び世帯数調査」より内閣府作成

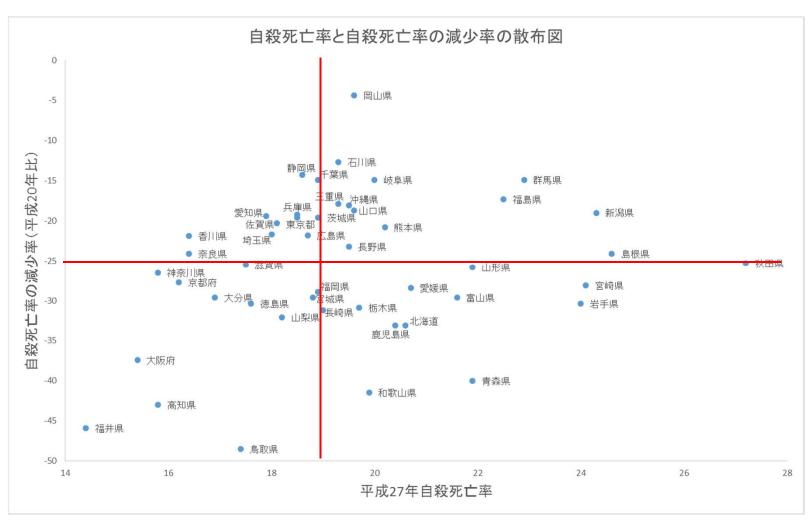
#### 第28-6図 市区町村人口規模別平成21年との自殺死亡率差における自殺の原因・動機別寄与度(人口5万人以上30万人未満)



資料:警察庁「自殺統計」及び総務省「住民基本合帳に基づく人口、人口動能及び世帯数調査」より内閣府作成

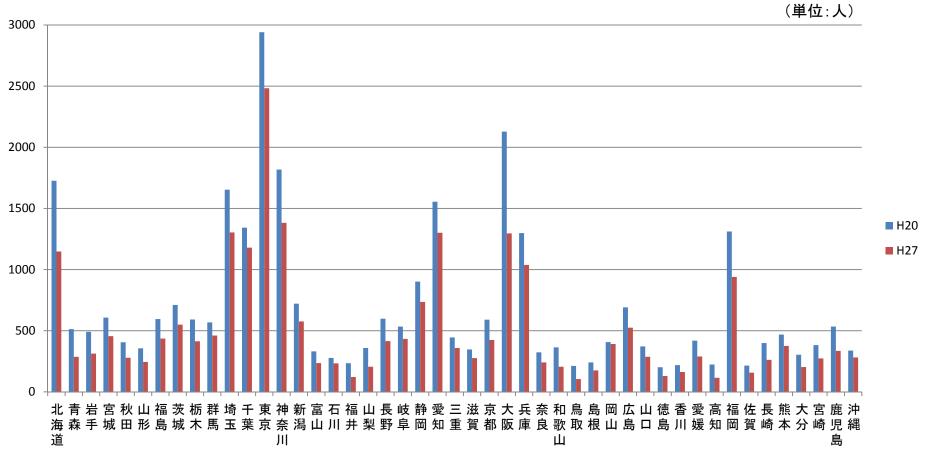
#### 【都道府県別】

個々の自治体によって、自殺死亡率の減少率には差違がみられる。 平成20年度と比べて35%以上減少している県も6県ある。



#### 平成20年及び平成27年における都道府県別の自殺者数

- ○平成27年は20年と比較して、全ての都道府県で減少した。
- ○減少幅が最も大きかったのは大阪府で833人、次いで北海道で579人の減少となった。



資料:警察庁自殺統計より厚生労働省自殺対策推進室作成